

# 大分県報

平成三十一年  
号外（二）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正……………	一
大分県職員住宅管理規則の一部改正……………	一
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………	二
大分県予算規則の一部改正……………	二
人事委員会規則……………	三
給料表の適用範囲に関する規則の一部改正……………	三
職員の任用に関する規則の一部改正……………	三
通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………	三
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………	三
大分県人事委員会が保有する個人情報等の保護等に関する規則の一部改正……………	四
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正……………	四
人事委員会告示……………	四
職員の任用に関する規則施行細則の一部改正……………	四

### 規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者  
大分県副知事 二日市 具正  
大分県規則第十一号

#### 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次の

平成三十一年三月二十九日

ように改正する。

第六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「には、前項の規定にかかわらず」を「の車賃は」に、「車賃を支給する」を「計算する」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 車賃の計算をする際に用いる路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第六条の二中「前条第三項に規定する車賃定額の額」を「前条第一項及び第三項の規定に準じて算定した路程に応じた車賃の額」に改める。

別表第三を削る。

#### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十二号

#### 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「喪失した」を「喪失し、又は第四条の二の規定により特に必要があると認められた事由が消滅した」に改める。

別表第一の日田県職員アパート（は号）の項を削り、同表の竹田県職員アパート（は号）

「一三、八〇〇円」を「一六、三〇〇円」

の項中「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改める。

「一六、八〇〇円」を「二一、九〇〇円」

別表第二の三重総合高等学校久住校教職員住宅の項中

三重総合高等学校久住校教職員住宅

を

久住高原農業高等学校教職員住宅

に改め、同表の三重地区高等

大分県報号外（規則）

学校教職員住宅（KR2号）の項及び佐伯教職員住宅（KR2号）の項を削る。

別表第三中

「**珍珠单身者住宅**  
日田県職員アパート  
（ほ号）」

を

「**珍珠单身者住宅**」

に改める。

第一号様式中

組合員番号	証号	現住所	郡市	町	番地
-------	----	-----	----	---	----

を

組合員番号	証号	現住所	電話番号
-------	----	-----	------

に

氏名	性別
人	

を

氏名
----

に

改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県職員住宅管理規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の大分県職員住宅管理規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則第一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十三号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五の保健所の項中

保健所

を

保健所及び動物  
愛護センター

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十四号

大分県予算規則の一部を改正する規則

大分県予算規則（昭和三十九年大分県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とする。

**附則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○人事委員会規則**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

**給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則**

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「新大分丸」を「翔洋丸」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五の中型船舶（一種）船長級の項、航海長級の項及び航海士級の項中「中型船舶（一種）」を「大型船舶（三種）」に改め、同表の備考1中「中型船舶（二種）」を「大型船舶（三種）」に、「二十トン以上五百トン未満」を「五百トン以上千六百トン未満」に、「二百トン以上千六百トン未満」を「千六百トン以上」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

**通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第三項第一号及び第二号中「四分の三」を「五分の四」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（特別急行列車等に係る通勤手当の返納に関する特別）

2 平成三十一年三月三十一日以前に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成三十年大分県条例第五十二号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）第十三条の六第三項に規定する特別急行列車等に係る通勤手当を支給された職員で同年四月一日以降に当該通勤手当に係る支給単位期間が終了する者のうち、同日以降に同条第六項の規定により通勤手当の返納をさせる者の通勤手当の返納額については、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第十五条の二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

別表第一のイの表の海事職給料表の部の中型船舶（一種）船長級の項中「母陸書（一）（二）」を「父陸書（一）（二）」に改め、同表の教育職給料表（一）の部の講師 助教諭 養護助

教諭 実習助手 寄宿舎指導員の項中「2条89号」を「2条86号」に、「2条88号」を「2条85号」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

規則

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第二条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の職員の自己啓発等休業

に関する規則第二条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第二のホの表中「中型船舶（一種）」を「大型船舶（三種）」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。